

当財団へのご寄附、賛助会費につきましては、

個人様の場合

所得税法上の「所得控除」若しくは「税額控除」のどちらか有利な方を選択して所得税の控除が受けられます。

控除を受けていただく為には、確定申告が必要です。

申告の際には、当財団が発行します寄附金・賛助会費の領収証等を添付していただく必要があります。

1 寄附金・賛助会費の所得控除額の計算

寄附金合計額—2,000 円＝所得控除額

寄附金の額が、2,000 円を超えた場合(寄附金の額が、所得金額の 40%を超える場合は、40%を限度とする)

確定申告時には、所得控除額が所得金額から差し引かれます

例 10,000 円のご寄附をいただいた場合

(10,000 円—2,000 円)=8,000 円 (所得控除)

(総所得額—8,000 円) × 所得税率(5～40%)=所得税額

1. 寄附金・賛助会費の税額控除額の計算

(寄附金合計額—2,000 円) × 40% = 税額控除額

(年間総所得金額の 40%が限度になります。所得税額の 25%が上限となります。)

確定申告時には、税額控除額が所得税額から差し引かれます

例 10,000 円のご寄附をいただいた場合

(10,000 円—2,000 円) × 40% = 3,200 円

3,200 円が所得税額から差し引かれます。

法人様によるご寄附の場合

特定公益増進法人に対する寄付金に該当し、次の限度額まで損金算入が認められます。

特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の限度額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

詳しくは所轄税務署にお尋ねください。